

# 令和6年度 第1回津有区地域協議会 次第

日時：令和6年6月4日(火) 午後6時30分から  
会場：津有地区公民館 大会議室

---

## [資料]

- ・ 次第
  - ・ 委員名簿
  - ・ 座席図
  - ・ 上越市における地域自治区制度（持参）
  - ・ 委員証、委員証の交付について
  - ・ 名刺の作成希望について
  - ・ 資料No.1：津有区地域協議会について
  - ・ リングファイル（緑）
- 

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 地域協議会に関する諸事項の確認

## 5 議題

### (1) 協議事項 …資料No.1

#### ①会長・副会長の選任

#### ②地域協議会の運営方法等

## 6 その他

### (1) 次回開催日程

・ 日時：令和6年 月 日（ ） 時 分～

・ 会場：

### (2) その他

## 7 閉会

津有地区協議会委員名簿（50音順）

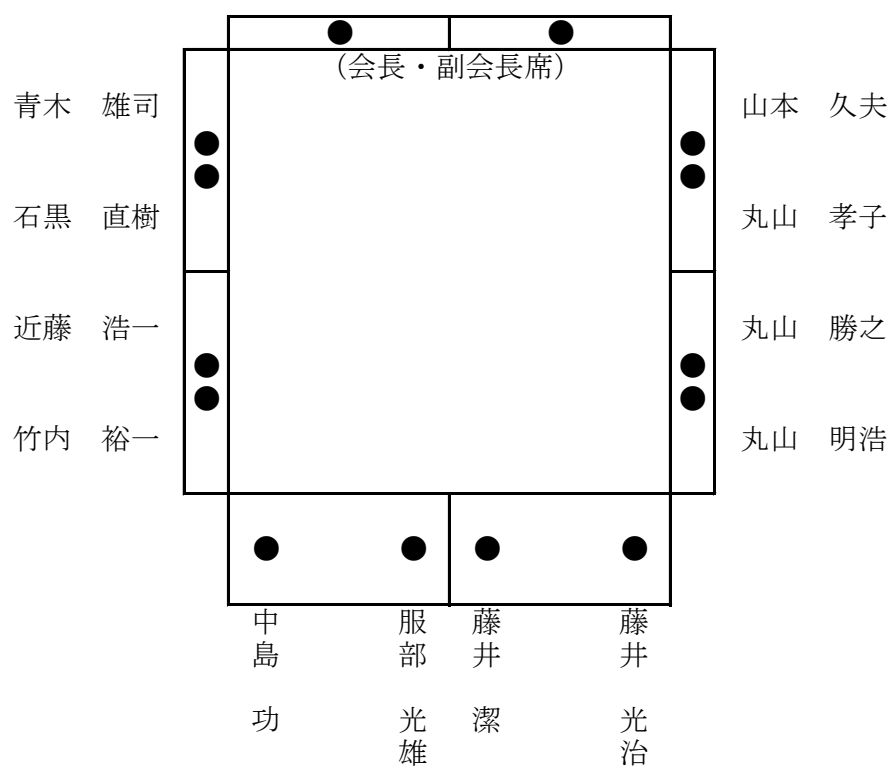
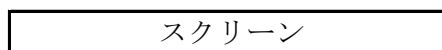
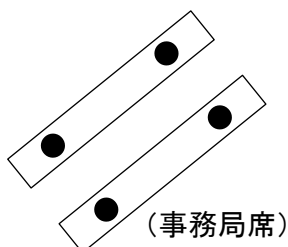
1	青木 雄司	アオキ ユウシ
2	石黒 直樹	イシグロ ナオキ
3	近藤 浩一	コンドウ コウイチ
4	竹内 裕一	タケウチ ユウイチ
5	中島 功	ナカシマ イサオ
6	服部 光雄	ハットリ ミツオ
7	藤井 潔	フジイ キヨシ
8	藤井 光治	フジイ ミツジ
9	丸山 明浩	マルヤマ アキヒロ
10	丸山 勝之	マルヤマ カツユキ
11	丸山 孝子	マルヤマ タカコ
12	山本 久夫	ヤマモト ヒサオ

# 第1回津有区地域協議会 席次表

日時：令和6年6月4日（火） 午後6時30分から

会場：津有地区公民館 大会議室

（敬称略）



## 津有区地域協議会について

資料1

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
1	会長、副会長の選 任 ※ 上越市地域自治区の設 置に関する条例(以 下、「条例」という。) 第6条	北部・南部地区から 1名ずつ正副会長を選出 ※前期は、 南部：会長 北部：副会長	・会長： _____ 副会長： _____名 ・副会長： _____ ・(副会長： _____)
2	会議の招集請求に 必要な委員数 ※条例第8条第1項第2 号	3名以上(1/4以上) 【定数12名】	<input type="checkbox"/> これまでと同様(1/4以上) <input type="checkbox"/> 4名以上(1/3以上) <input type="checkbox"/> 6名以上(1/2以上) 【定数12名】
3	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会 議の公開に関する条 例施行規則第5条第2 項	2名 (会長及び名簿順に1名)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他( )
4	議長(会長)はあ らかじめ投票権 を持つか否か ※条例第8条第3項	—	<input type="checkbox"/> 投票権あり(可否同数となった場合2票 目を投じる権限を有する) <input type="checkbox"/> 投票権無し <input type="checkbox"/> 協議の都度決定 <input type="checkbox"/> その他( )
5 (1)	地域協議会だよ りの編集方法 ※条例第8条第4項	(編集委員) 事務局(編集後、会長及び関 係委員による内容の確認)	(編集委員) <input type="checkbox"/> これまでと同様(事務局で編集) <input type="checkbox"/> その他( )
5 (2)		(発行回数・時期) 年4回程度(おおむね4半期毎) <令和6年度案> ・7月号(6/25発行) 委員紹介・独自予算事業 ・9月号(8/25発行) 協議状況 ・11月号(10/25発行) 協議状況 ・2月号(1/25発行) 新年挨拶(会長)・協議状況	(発行回数・時期) <input type="checkbox"/> 案のとおりとする <input type="checkbox"/> その他( )
5 (3)		(配布方法) 班回覧	(配布方法) <input type="checkbox"/> これまでと同様(班回覧) <input type="checkbox"/> 全戸配布

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
6	会議の座席順 ※条例第8条第4項	反時計回りに名簿順	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7 (1)	会議の開催日時 ※条例第8条第4項	(開催日) 会議時に次回開催日を決定 (月曜開催が基本)	(開催日) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7 (2)		(開催時間) 原則午後6時30分から (その都度調整して決定)	(開催時間) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
8	会議の会場 ※条例第8条第4項	津有地区公民館 ファームセンター (基本的に公民館を使用)	<input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (1)	書面による審議 ※条例第8条第4項	(実施の条件) ① 以下の両方に該当する場合 ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合 ・当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合 ② ①に類するとして会長が認める場合	(実施の条件) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (2)		(実施の判断) 会長が決定(副会長に相談することが前提)	(実施の判断) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> 会長が決定(会長に一任) <input type="checkbox"/> 正副会長の協議により、会長が決定 <input type="checkbox"/> 過半数の委員が書面議決に賛同した場合 <input type="checkbox"/> その他 ( )
9 (3)		(表決方法) 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす(賛否同数のときは会長の決するところによる)	(表決方法) <input type="checkbox"/> これまでと同様 <input type="checkbox"/> その他 ( )

	審議事項 (※は根拠例規)	前期まで	今期
10	その他 ※条例第8条第4項	—	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。  
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。